

府中市告示第105号 平成14年12月16日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第8項の規定により、その全部又は一部を住宅の用途に供する建築物の容積率緩和の適用除外区域を次のように指定する。

1 指定年月日

平成14年12月12日

2 区域

府中市の区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定に基づく第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の指定のある区域の全域

付 則

この告示は、平成15年1月1日から施行する。